

大和市告示第55号

大和市母子寡婦福祉会補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市母子寡婦福祉会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市母子寡婦福祉会（以下「母子寡婦福祉会」という。）に対し、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、母子家庭等の相互扶助を図り、生活の向上及び母子福祉の健全なる発展のために母子寡婦福祉会が行う事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業の運営に要する経費とする。

2 補助金の額は、74,000円の範囲内で市長が必要と認めた額とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする母子寡婦福祉会は、規則第4条に規定する書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに補助金交付の適否を決定し、規則第6条に規定する書類により母子寡婦福祉会に通知するものとする。

(事業実績の報告)

第6条 母子寡婦福祉会は、補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する書類その他市長が必要と認める書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。